

通告6番目、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、子育て世帯への給付金についてであります。

子育て世帯への臨時特別給付金は、2021年11月に新型コロナの影響に対する新たな経済対策の一部として発表されました。政府が発表している「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」では、子ども・子育て支援の推進、少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現のため、子供の視点に立った政策を総合的に推進する。新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を開く観点から児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、ゼロ歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円相当の給付を行う。

具体的には、子供1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとし、その際、中学生以下の子供については新型コロナウイルス感染症対策予備費を措置し、児童手当の仕組みを活用することで、プッシュ型で年内に支給を開始する。これに加えて、来年春の卒業、入学、新学期に向けて、子育てに関わる商品やサービスに利用できる子供1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付を行う。ただし、地方自治体の実情に応じて、現金給付も可能とするとしています。

しかしながら、国会では現金かクーポンかで議論がされており、連日報道もされる中で、なかなか方向性が決まってきました。直接市民に携わる自治体においては混乱も生じていると思います。状況が日々変化してきた中で、岩出市の対応について質問をいたします。

まず、今後のスケジュールについてお聞きをします。岩出市内の対象者数は何人なのか。また金額、そして支給開始日はいつになるのか、お答えください。

2点目は、児童手当を受給していない高校生、16歳から18歳までの方の対応はどのように行うのか。給付開始時期についてもお答えください。

3点目は、現金5万円の後、残る5万円相当の配布内容についてであります。現金支給ができるのか、クーポンなのかと、政府もなかなか具体的な方向を示してきませんでした。しかも、事務経費約1,200億円のうち5万円の現金給付分が280億円なのに対し、5万円相当のクーポン配布にかかる費用が3倍以上の967億円になる

ことが分かりました。批判が起こっています。

準備の手間も増え、給付も遅くなることから、全額現金を打ち出す自治体が相次いでできました。そして、岸田首相も、地方自治体が希望すれば、年内から現金10万円を一括給付にすることを認めると表明いたしました。和歌山県内でも22の市町村が10万円を一括給付するか、もしくは行う方向で検討しております。

私も市民の方にいろいろとお話をさせていただいた中で、市民の皆さんから言われたのは、クーポンでは子育てに関わる商品やサービスの具体的な中身が分からず、使いにくいのではないかと、現金にしてほしいという声、コロナ禍でいろいろな環境の変化もあり我慢を子供たちにさせてきた、子供たちの喜ぶことに使いたいといった声、習い事などの体験をさせてあげたい、コロナ禍で大変な生活になった状況が続いている中、現金だとありがたい、そうした声をたくさん聞いております。

そこで、岩出市の配布内容について、現金かクーポンにするのか、どのような対応を取っていくのかをお聞きをいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員ご質問の3点目、残りの5万円の配布内容について、12月13日の国の予算委員会での岸田首相の発言を受け、事業の趣旨に基づき、早期に給付できるよう現金給付とし、児童手当の仕組みを活用できる対象者には、先行給付と併せて年内に一括10万円を支給することといたしました。また、それ以外の対象者の方には、申請を受け付けた後、速やかに支給してまいります。

1点目と2点目については、担当部長のほうから答弁させます。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の1点目、子供1人当たり5万円の現金を支給する子育て世帯への臨時特別給付金の先行給付金分のスケジュール及び支給対象数と費用の見込みについてですが、当該事業の対象となる児童はゼロ歳から18歳までの子供で、計8,768人、給付金の費用は対象児童1人当たり10万円を支給するとして、8億7,680万円を見込んでいます。

今後のスケジュールにつきましては、先ほど市長が答弁しましたとおり、中学生以下の子供については、児童手当の仕組みを活用することで申請不要とし、予算が確保されることを前提として、12月の28日に振込する予定にしています。また、それ以外の対象者の方には、申請を受け付けた後、速やかに支給してまいります。

次に、2点目の高校生への対応はどのように行うのかにつきましては、児童手当

の対象外である高校生等につきましては、所得確認を行い、主たる生計維持者を判定するために申請が必要となるため、個別に申請案内通知を送付し、申請を受けた後、該当者への支給を行う予定としております。

○福山議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 市長のほうから、前半、後半、合わせて10万円を年内に一括することにするということで、市民の皆さんも大変喜ばれると思います。

まず聞きたいのは、事務費ですね、この経費について幾らかかるのかについてお答えをいただきたいと思います。

また、これについては年収ですね、960万円以上の世帯を除きということなんですが、支給対象者の数というのが岩出市でもいらっしゃるのかどうか、それはどれぐらい対象外が出てくるのでしょうか、この辺についてお聞かせください。

そして、年内に支給予定だとしています。これは国からお金が振り込まれる予定として、年内に10万円を給付するという形になります。ところが、今議会、今、まだ開会されて閉会してないんですけど、補正予算が全く組まれてきませんでした。この10万円、国からお金が来るとしたとしても、10万円を先に岩出市が払わなくてはならないということになると思うんです。

お金、もう既に下りてきていますか。先行の部分については、もちろん国のコロナ対策の予備費を活用してやると言われています。後半の部分については補正を組んで国がやると。同時に、すぐに国がお金をどんと下ろしてきて配るということではなく、岩出市は、先にお金を、現金ですよ、を配ることになると思うんですが、10万円をどうやって出していくのか。要するに、10万円の出どころはどこになるのか。先行、先一括で払うにしても。それについて、まず説明を求めたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 市來議員の再質問にお答えいたします。

今回の案件について、本議会に提出されてなく、補正ではないのかというふうな形かと思えます。今回の18歳以下の子供への10万円の給付については、国の対応、それから方針からして、非常に流動的でした。12月の14日の時点において、いまだ決定されていない状況でありましたので、これらの状況を確定しないことには補正予算として提出あるいは可決していただいたとしても、給付方法によっては

予算の組替え、そういうことが必要になってきます。

当議会においては、委員会中心主義という形だと思いますので、時間的な余裕がないことが明らかであると考えております。事業の詳細が決定次第、地方自治法第179条の規定により専決処分を行い、年内に給付に向け事務を進めてまいりたいと考えております。どうかご理解をよろしくお願いいたします。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の1点目、事務費についてなんですけども、事務費につきましては、現金給付分で約300万円、クーポン配布分で約2,600万円程度かかると試算しております。

再質問の2点目の所得制限に該当する対象児童ですが、全体の1割程度の約800人と見込んでいます。

失礼しました。すみません。事務費なんですけども、現金給付分で約300万円かかると試算しています。

以上です。クーポンはしませんので、すみません。

○福山議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、支給外の対象の方については、1割程度、800人ぐらいがいてると聞いています。そもそもこの制度自身が、不公平感があるんじゃないかというふうに言われた制度でも、中身については、あるんです。該当以外の方々について、他の自治体等々では独自の施策として、同じように子供たちに現金給付を行うといったような取組をされている自治体もあります。それについては、担当課の国のほうも、別に独自でやる分には問題がないというふうな形でおっしゃってございました。

岩出市としても、やはり対象外ではなく、対象外になっているの方々に対しても、子供たちにとりという形で独自の対策を打てないのか、この点を改めて再々質問でお聞かせください。

そして、先ほどの議会の関係でございます。10万円給付の問題というのは、岩出市だけの問題でなく、全国の自治体で同じように混乱が起きました。この混乱を生じさせている政府の責任というのは、非常に重いと私は思っています。

もちろん執行部の皆さんも直接どうなるのかという、早く決めてくれというたくさんの皆さん思われたと思うんです。そうした中でも、いろんな自治体がやり方を変えて、これ議会にちゃんと提案されているんですよ。例えば、橋本であれば、11月の国が迅速に年内支給をできるように取組を行ってほしいという都道府県に対し

て通達が下りてきて、その後に自治体に通達が下りていると思うんです。その時点で予算を補正組んで、そのときは議会開かれてなかったから専決でやっています。

残り後半の5万円については、最終日、まだ議会中ですので、提案される予定となっています。みんなこの自治体もいろんな方法があったとしても、議会が開会されているから、きちっと上程しながら補正を組んでやられているところが大半なんです。まだ明日もあるんです。まだ残り1日残っています、議会は。提案なぜしないのかということなんですよ。

10万円、先行の5万円について、予備費で活用するんです。だから出しませんという部分でなくて、それだったら、まだ分かると言ったら変ですけど、予備費なんで、先に当初予算で採決行われているんで、それで充用するというんだったらまだしも、国がどうじゃこうじゃと言うけど、先行分5万円は現金でと決まっていたんですよ。その部分さえ、私はなぜ出さないのと。議会の議決を得ずに、このまま執行されるということですか。28日には配ると市長もおっしゃったということは、まだ議会閉会してないんで、まだ作業ございませぬよね、執行できませんよね、それに関わる。でも、着々と事務事業は多分進めていると思うんです。

そしたら、議会との関係でいうたらどうなのかと。ほかの自治体にできて、なぜ岩出市が出してこなかったんだらうという疑問が残るわけです。私は、会期が残っています、まだ。先ほど言うたみたいに、委員会主導でやられていると言われました。でもね、急がないといけないという議案に対して、提案ありましたら、これは議会運営委員会でこの扱いをどうするかというのをきっちり議論する場があるんですよ。そこできっちりと。そういうことも考えられるんです、対応としては。

私はちゃんと出すべきではなかったのかという点を執行部に問いたい。どうですか。これは出さぬまま審議しなくて、そのまま執行されるということでしょうか。議会運営委員会で副市長が説明来られたときも、議員のほうから言われたんです。市民にとって早く出さなアカンから。そうなんです。早く出すんであれば、やっぱりちゃんと出してくるべきだと思います。みんな早急にどこの自治体も出てきています。そういうことをぜひしていただきたいなということを考えているんですが、いかがでしょうか。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

今回の国の方針を受けて、他の市町村の予算措置の対応等、状況、ご質問いただ

きました。話としては、追加議案としての状況はどうかと、こういう趣旨かと存じます。

当市議会においては、委員会中心審議を取っておる議会でありますので、会期中に追加として提出する議案については、従来から本議会の委員会付託まで7日前までに議案を送付する、こういう必要があることから、この4回の定例会では11月29日となります。しかし、閣議決定が11月の26日でございます。当市といたしましては、額が確定されていないため、追加議案として上程することを断念いたしました。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再々質問の市独自で所得制限を撤廃することにつきましては、当市では国の交付金を財源として、国の施策に基づき実施する考えであり、国が撤廃しない現状では、当市においても所得制限を撤廃する考えはございません。

○福山議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 学校司書配置についてであります。

学校図書館司書配置については、これまでも取り上げてまいりました。読書活動は子供が成長していく上で欠かすことができない重要な役割があります。子どもの読書活動の推進に関する法律の第2条の条文にあるように、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」、市でも法律に基づき、平成20年3月に岩出市子ども読書活動推進計画を策定しています。平成20年から24年を第1次計画、平成25年から29年を第2次計画、平成30年から令和4年度までの第3次計画となっています。

新たに計画を作成していく上で、検証、評価など、児童生徒、保護者を通じて、調査も行っていくことになると思います。学校図書館司書は、平成26年の9月から市内小学校6校に、平成27年4月からは市内中学校2校に派遣事業が開始されました。各学校に週1回のペースで勤務することになっています。派遣事業が開始され、5年以上が経過しました。第3次読書活動推進計画では、様々な成果が出ているとされています。

そこで、週に1日、学校へ司書が派遣されておりますが、子供たちの変化と効果はどうだったのかについて、お聞きをいたします。

2つ目は、常時配置する考えについてです。子供たちにとって、読書に関心を持

ち、また興味を持てるよう学校図書館の開館日数や開館時間数の増加をするためにも、私は、常時学校図書館司書の配置というのは非常に重要ではないかと考えております。ぜひですね、今、週に1日と言っておりますが、やはり子供たちに気軽に図書館を利用し、本を読むという機会をつくっていただくためには、毎日、常時学校にいるということがふさわしいのではないかと、これについてお答えを求めたいと思います。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 市来議員の学校司書の配置についてのご質問に一括してお答えいたします。

平成26年6月27日に公布されました学校図書館法の一部を改正する法律により、学校図書館の運営の改善、向上を図り、児童または生徒及び教員による学校図書館の利活用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるものとする自主的な取組から努力義務化とされました。

本市では、この法改正直後の平成26年9月より小学校6校に、平成27年4月からは中学校2校を含む8校に、週1回、学校司書を配置してございます。

学校司書は、岩出図書館と学校の教職員と連携しながら、学校図書館の環境整備、読み聞かせやブックトーク、アニメーションの実施など、児童生徒の読書学習支援、教職員の読書学習活動支援を行っております。

議員ご質問の子供たちの変化と効果ですが、読みたい本が増えた、あるいは調べ物がしやすいという意見が多くなり、図書の時間がもっと欲しいという声も出てきております。

また、図書委員や読書クラブなどの活動も活発になってきております。ふだん岩出図書館で勤務している司書が学校へ派遣されることで、学校と岩出図書館の連携がより緊密になり、平成27年度から岩出図書館が開催しております中高生ビブリオバトル岩出市大会への中学生の参加や、平成29年度からは小中学生対象とした「図書館を使った調べる学習コンクール」岩出市地域コンクールを実施しております。また、岩出図書館で開催している子供向けイベントへの参加者数も年々増加しております。

次に、2点目の常時配置する考えについてですが、現在、年間37回、各学校に配置しており、学校司書の配置人数は、平成26年度当初は5名、平成27年度は6名、令和2年度からは各校専属で8名、と増員してきております。学校図書館法では、

学校司書は学校長の指揮の下にというふうになっております。これは学校長が学校図書館の運営等に精通していることが前提となるものでございますが、現実的には厳しいものがございます。

学校図書館の運営には、図書館業務に精通した者が行うことが最適であり、最も効果的、効率的な方法は、岩出図書館司書の知識と経験を学校図書館に反映させることであると思います。

また、運営方針につきましても、岩出図書館の子ども読書活動に係る方針を学校図書館に反映させ、一本化を図ることで、岩出図書館と学校との協力で児童生徒の読書活動の推進が図られ、お互いに相乗効果が生まれ、よい結果につながっているということでございます。

したがいまして、量よりも一貫した方針とシステムの中で、子供たちの読書環境をどのように考え、発展させていくかというのが大切なことであると考えております。

今後、子供たちの読書活動、読書環境が発展していく中で、学校司書の増員の可能性については否定はいたしません、当面は現状の方針で対応してまいります。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 現状のままということ、ただ一歩前進したのは、常時同じ方が学校のほうに配置、行くということで、私は人が替わるよりも、子供たちのその方との信頼関係だったり、いろんな関係性をつくるためにはすごくいいことだと思うんですが、やはりこの前行われた第3次岩出市子ども読書推進計画の中でのアンケートの調査、見させていただくと、やっぱり教育長がおっしゃったように、小学校3年生では、図書館司書が来るようになってどう思うのかという問いに、前より行きたくなった、16%、読みたい本が増えた、26%、先ほど言ったように、調べ物がしやすい、14%、図書館の時間がもっと欲しいが24%、何も思わない、18%、その他、2%、80%以上の児童が、そういう気持ちの変化を表しているというのは、非常にここは大きいなと私思っているんです。同じ質問で小学校6年生でも行っていますが、ここでも59%以上の半数の児童が、変化というのが生まれていると。

さらに、私はやっぱり今いろんな研究、課題、研究発表だったりとか、ビブリオとかやっぺらいらっしやって、いろんな取組を行ってこれているんで、読書に関心というのを引き出そうとしてくれるのはいいんですが、やはりここに注目すると、さらに子供たちが関心を持つためには、こういう変化が生まれているということをもっ



と日数も多くいけるほうが、子供たちの環境づくりにはいいのではないかというふうに考えております。

さらに驚いたことには、保護者の方へのアンケートの中で、学校司書が行くことになってどう思うかについては、いいと答えている人が圧倒的多数で、保護者の皆さんが言ってます。そうした声にも、やっぱり応えることも必要ではないかと。

今後、推進計画は見直しもされると思います。今後、アンケート、また取っていかれるのか、取っていると思うんですが、その中で、こういったところにも注目しながら、検証していきながら、子供たちによりよい読書時間、読書への興味を持つ、そういったものをさらに進めるために、何か対策があるのであれば、今後また考えていかないといけないことがあるのであれば、それを言っていただき、検証についても、どのように行うのかをお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 市来議員の再質問にお答えいたします。

今後、学校図書館の充実度に伴いまして、学校長からの要望に基づいて、その必要性を検討していきたいと思っております。

なお、現在、全国市長会や全国教育長会を通じて、教職員の定数というのがあるんです。その改善に伴う司書教諭の常設設置、専任の司書教諭の配置、このことについても要望しているところでありまして、また、学校司書の配置に係る財政措置についても要望をしているところでございます。

それから、第4次の岩出市子ども読書活動推進計画の策定に向けてということですが、ここ最近、スマートフォンやタブレット端末、こういったものの普及によりまして、大人も子供もSNSやゲームアプリなど、利用に時間を費やしている傾向にあるということがございます。そういうことで家族間での会話が減ったり、読書する時間がなくなっている現状というのがございます。

今後も岩出図書館における子供の対象イベントや各学校における読書活動を充実させ、子供の目を本に向けさせる活動、これ根気よく強く粘り強く続けていく努力をしていくことが必要と考えております。

特に中学生の読書離れ、これ進んでいるということから、より一層、学校司書と学校が連携し、中学生の読書要求に応え、学校図書館の機能を充実させていく必要があると、このように考えております。

なお、アンケート調査、現在行っているということがございますので、この調査

結果を踏まえ、課題を的確に捉えて、改善策を講じてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市來利恵議員。

○市來議員 次に、3点目は障害者雇用促進対策と障害者優先調達について質問を行います。

令和元年6月に障害者雇用促進法が改正され、障害を有する職員の積極的な雇用に関する責務を明確化することや障害者である職員の職業生活における活躍推進に関する取組に関する計画の策定が義務づけられました。障害者雇用促進法第6条では、自治体に以下の責務が定義されております。

まず1つ目は、自ら率先して障害者を雇用すること。2つ目は、障害者の雇用について、事業主、その他国民、一般の理解を高めること。3、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を推進すること。障害を持っている職員がその能力をあまねく発揮できる、また特性に応じた働き方が可能になる社会の実現のため、岩出市でも障害者活躍推進計画が策定されています。

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となっております。市は、これまで2019年度の障害者雇用状況について、法定雇用率達成への適正実施勧告を和歌山労働局から受けております。

岩出市として、現状はどうなっているのか、また障害者雇用について取組はどのようにされているのかをまず1つ目にお聞きをしたいと思います。

そして、障害者優先調達推進法は、平成25年4月から施行されました。この法律は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人等が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的、積極的に購入することを推進するために制定されたものです。

国や地方公共団体は、優先調達方針を策定するとともに、調達実績を公表することが義務づけられております。岩出市でも岩出市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針が策定されております。この調達方針策定の目的にも書かれておりますように、自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。しかし、障害の過程や特性により一般就労が難しい方

も多く、また就労工賃も低い、これ現状です。

障害者就労施設等の仕事を確保し、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、需要の推進を図る。このような取組を地方自治体が積極的に行うことが工賃の向上への支えにつながると考えます。

令和3年度の障害者就労施設等からの物品等の調達については、令和2年度の実績を上回ることを岩出市として目標とすることとしております。令和2年度実績額が159万16円でした。

令和3年度の優先調達の目標と達成の見込み、そして来年度の目標についてお聞きをいたします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 市来議員3番目のご質問、障害者雇用促進対策の1点目、市役所の取組についてです。

本市では、平成25年度より身体障害者を対象とした職員採用試験を実施してまいりました。本年度は1名を採用し、また会計年度任用職員として1名を採用いたしました。昨年度の職員募集では、対象年齢の上限を47歳まで引上げ、2名採用予定でしたが、合格内定者のうち1名が辞退となりました。

現在の雇用率は2.19%であり、対前年度比0.67%プラスとなりましたが、2.6%の法定雇用率を満たすには、市長部局において1名の不足となっております。

11月19日に身体障害者を対象とした会計年度任用職員採用試験を実施しましたが、採用には至っておりません。

なお、来年1月9日に実施する職員採用試験におきまして、2名の募集を行う予定です。引き続き地方公共団体の責務として、雇用率の達成に向け、障害者を雇用するよう努めてまいります。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の2点目、優先調達の目標達成と来年度の目標についてお答えいたします。

市では、障害者優先調達推進法施行に伴い、岩出市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針を策定し、優先調達の推進に取り組んでおります。この方針において、調達目標は、毎年、調達実績が前年度の実績額を上回ることであり、令和3年度の優先調達の目標は、令和2年度実績額の159万16円以上とし、令和3年12月10日現在、既に前年度実績額を上回り、目標を達成しております。

また、令和4年度につきましても、令和3年度実績額を上回ることを目標とします。

○福山議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 令和3年3月1日から障害者の雇用については、法定雇用率が変わっております。先ほど部長おっしゃったみたいに、2.5%から2.6%に上がりました。あと1月、来年、2名の雇用を募集をかけるということなんですが、実際にそれでクリアできるという数字ですか。岩出市としては、2.6%の雇用率というのをやろうと思ったら、あと何名を採用しないといけないのか、ちょっとその辺について教えていただきたいと思います。

法定雇用率が達成していないと、労働局などの指導対象となって、不足分については納付金が科せられるというペナルティーが科せられているという部分があるんです。市はそのペナルティーの対象にはならないんでしょうか。雇用率達成していなかった場合の、1人5万円当たり月納付金が科せられる反面、達成してたら、1人当たり月2万7,000円の調整金がもらえると。達成しなければ5万円の納付金があるという、ペナルティーが科かっているんですが、岩出市は達成してませんね、2.19%なんで。そういう場合は、このペナルティーは発生しているのか、これについてお答え願いたいと思います。

優先調達のほうです。障害者の優先調達について、過去5年間の件数と金額、発注した部署、実績が目標達成ができてない年度があれば、その理由も併せてお答え願いたいと思います。また、対象施設数、事業者数はどのくらいあるのか。

最後に、前年度を上回るというのが目標なんですが、実績の評価と課題の分析などというのは、市全体として、それに対して行っているのか、調達に関しては。その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 市來議員の再質問にお答えします。

先ほども答弁いたしましたとおりに、現在の雇用率は2.19%ということで、前年比0.67%のプラスにはなっておりますが、2.6%の法定雇用率を満たすには、市長部局において1名の不足となっております。そして、教育委員会では2名の不足となっておりますが、先ほど議員がおっしゃいましたが、ペナルティーとはなりません。

それと、雇用率を達成するための取組としまして、私ども採用試験を実施しても応募者がいないことや合格者の辞退もございまして、雇用率を達成できていない、こういう厳しい状況にあることは認識してございます。

地方公共団体の責務として、法定雇用率の早期達成に向け、障害者の意欲を高め、能力を発揮できる職場づくりに引き続き取り組んでまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の過去5年間の件数と金額、発注した部署の実績についてですが、実績を申し上げますと、平成28年度は8件、185万4,901円で、税務課、市民課、福祉課、生活環境課、長寿介護課、議会事務局、生涯学習課の7部署、平成29年度は9件、153万1,129円で、税務課、福祉課、生活環境課、長寿介護課、議会事務局、生涯学習課の6部署、平成30年度は10件、245万4,723円で、税務課、市民課、福祉課、生活環境課、長寿介護課、議会事務局、生涯学習課の7部署、令和元年度は10件、247万6,610円で、税務課、市民課、生活支援課、地域福祉課、生活環境課、議会事務局、生涯学習課の7部署、令和2年度は12件、159万16円で、市長公室、総務課、税務課、市民課、生活支援課、地域福祉課、生活環境課、議会事務局、生涯学習課の9部署でございます。

目標を達成できなかった年度は、平成29年度と令和2年度で、要因として、平成29年度については、平成28年度をもって老人いこいの家（根来山荘）の事業終了により、除草、植栽管理業務がなくなったためであり、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響でイベントが中止になり、記念品の発注がなかったことによるものです。

また、優先調達の実業者数ですが、那賀圏域で22事業所でございます。この22事業所については地域福祉課のほうで取りまとめて、事業実施をしております。

○福山議長 地域福祉課長。

○中井地域福祉課長 市来議員の再質問にお答えします。

この方針の窓口、担当課は地域福祉課のほうとなっておりますので、実績額のほうを取りまとめて、評価のほうもしております。それについては、目標を達成しているかということで、前年度の実績が目標になっているので、着実に進んでいるかという観点で検証しております。

○福山議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 優先調達のほうがなんですけど、発注できる内容というのは書き上げられているかもしれないんですけど、先ほど過去の状況も聞いたんですけど、目標が前年度を上回るということなんで、例えば、令和3年度の目標というのは159万なんです。なぜかといったら、令和2年度が159万だから。でも、令和2年、実際の目標が247万だったんです。それは何でかといったら、令和元年で247万だから。ただ、コロナの影響があってこれだけ落ち込んだということになるんですけど、そもそも障害者の就労施設で働く人って収入が物すごい低いんです。

これは本当に大変な状況で、コロナの中でいろんなあらゆる業種だったり、事業所、いろんなところが大変なことになったけど、障害者の雇用、働く方たちも同じように影響を受けているところがあるんですよ、やっぱり。イベントがなくなれば、発注がなくなったりしてね。私思うのは、発注のない中身についても、やっぱりいろんな議論を行いながら発注ができないものかと。

だから、こういうコロナ禍の下では、イベントがなくなったら、一気に発注ができなくなっちゃうというところがあるんですけど、そういう受注に対しては、発注をする部分に対しても、もっと何ができるのか、何かないのか、積極的な取組というのができないのかというのを、やはり優先調達の重要性というのを全体で再認識していただきながら、来年度に生かして取り組んでいただけたらというふうに思っています。

さらなる取組強化に努めていただきたいと考えておりますが、市の考えをお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

地域福祉課長。

○中井地域福祉課長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

発注の中身については、事業所のほうにどういったお仕事が可能かという調査をしておりますして、その回答を庁内で共有するという事で、中身について検討しております。

やっぱり庁内の中で共有して、積極的にやっていくということが非常に大事やと思いますので、本市においては、年度当初と次年度の当初予算計上前に、副課長会議において、優先調達の方針とか、あと那賀圏域での対象事業所の一覧というのを作成して、配布するなどの各部署への周知啓発に努めてきています。

今後も引き続き、各部署への周知や障害者就労施設等からの優先調達のさらなる推進に取り組んでまいります。

○福山議長　これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。

　　以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。